

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和6年6月26日改正(令和6年法律第68号))

※この法律において「子ども」とは、子ども基本法第二条第一項に規定する子ども（心身の発達の過程にある者）をいう。（注）赤字は令和6年改正による主な変更部分

目的

- ・貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないと、子どもが多様な体験の機会を得られないとその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することないようにする。
- ・日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する。

基本理念

- ①社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ②貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進すること
- ③貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、子ども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ④貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われること
- ⑤背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進すること
- ⑥国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子ども大綱の子どもの貧困の解消に向けた対策に関する事項を「子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」とみなす。 ・毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出し、公表する。 ※子ども白書として国会に報告、公表
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案 ・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

《民間の団体の活動の支援》
国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にある子ども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大綱に定める事項	
基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

※大綱を定めるに当たり、貧困の状況にある子ども及びその家族、学識経験者、民間の団体など関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正概要

令和6年6月26日公布
令和6年9月25日施行

●法律の題名の変更

- ・子ども大綱（令和5年12月22日）において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。
- ・題名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更

●目的や基本理念の充実 第1条・第3条

- ・子ども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「子どもの貧困」を具体化
- ・「基本理念」に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

●大綱において定める指標の追加 第9条第2項

- ・政府において令和5年4月に「養育費受領率の達成目標」が定められたことを踏まえ、子ども貧困大綱において定める指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加

●大綱への関係者の意見反映の規定の新設 第9条第3項

- ・子ども貧困大綱を定める際には、貧困の状況にある子ども及びその家族等関係者の意見反映に必要な措置を講ずる規定を新設

●民間の団体の活動の支援の規定の新設 第15条

- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設

●調査研究の充実や成果の活用推進の追加 第16条

- ・「子どもの貧困の実態」「貧困の状況にある子ども及びその家族の支援の在り方」「地域の状況に応じた子どもの貧困の解消に向けた対策の在り方」など調査研究の対象を明記
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進を明記

●検討 附則第3条

- ・本法施行後5年を目途として、新法の規定について検討し、所要の措置を講ずる規定を設ける。